

社会福祉法人成和会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人成和会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合においては、第4条の報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理 事 会 出 席 報 酬 等	5,000 円	2,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評 議 員 会 出 席 報 酬 等	5,000 円	2,000 円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その差額分を別途支払うものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が、理事会以外の日において法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その差額分を別途支払うものとする。

(役員報酬の総額)

第5条 役員報酬の総額は30万円を上限とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	実 費	15,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 法人の職員を兼務する役員については、社会福祉法人成和会賃金規定が準用されるものであり、この規程は適用されないものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

変更歴

平成30年6月26日

別表 1

名 称	報酬額	旅 費	備 考
理事長業務報酬等（日額）	20,000 円	実 費	職員との兼務がない場合支給
業務執行理事業務報酬等（日額）	15,000 円	実 費	職員との兼務がない場合支給
理事業務報酬等（日額）	15,000 円	実 費	職員との兼務がない場合支給
評議員業務報酬等（日額）	15,000 円	実 費	
監事業務報酬等（日額）	20,000 円	実 費	

新旧対照表

新	旧	備考
<p>第1～第4条 略</p> <p><u>第5条</u> <u>役員報酬の総額は30万円を上限とする。</u></p> <p><u>第6条</u> 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。</p> <p><u>第7条</u> 法人の職員を兼務する役員については、社会福祉法人成和会賃金規定が準用されるものであり、この規程は適用されないものとする。</p> <p><u>第8条</u> この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。</p> <p><u>第9条</u> この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。</p>	<p>第1～第4条 略</p> <p><u>第5条</u> 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。</p> <p><u>第6条</u> 法人の職員を兼務する役員については、社会福祉法人成和会賃金規定が準用されるものであり、この規程は適用されないものとする。</p> <p><u>第7条</u> この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。</p> <p><u>第8条</u> この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。</p>	<p>(新設)</p> <p>(条繰下げ)</p> <p>(条繰下げ)</p> <p>(条繰下げ)</p> <p>(条繰下げ)</p>